県民税利子割 (県税)

金融機関などから利子等の支払いを受けるときにかかります。

◆納める人

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

◆納 める額

支払いを受ける利子等の額の5% (所得税及び復興特別所得税(※) が別にかかります。)

(※) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける利子等については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

◆利子等とは

特定公社債以外の公社債及び預貯金の利子のほかに定期積金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険(保険期間が5年以下のもの、又は5年以内に解約したもの)等の金融類似商品の収益も含まれます。

◆非 課 税

- ◎障がい者等(身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金を受けることができる妻である者、寡婦年金を受けることができる妻である者等)に対しては、次のような非課税制度があります。
 - ●少額預金非課税制度(マル優) ……350万円
 - ●少額公債非課税制度(特別マル優)^(※) ……350万円
- (※) 少額公債非課税制度(特別マル優)は、県民税配当割に対する非課税制度となります。
- ◎勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。
 - ●財産形成住宅貯蓄
 - ●財産形成年金貯蓄

.....あわせて550万円

◎障がい者等の非課税の手続き

新たに預入れなどをする際に、金融機関などに非課税貯蓄申告書を提出し、非課税貯蓄制度の対象者であることを証する書類(年金証書、身体障害者手帳など)を提示する必要があります。

◆申告と納税

金融機関などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税利子割のうち59.4%に相当する額が、県内の市町村に交付されます。